

●前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

持 参 す る も の

- ・印かん
- ・事業所得者(営業・農業等)は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
- ・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)

※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

※還付申告する方は、申告者本人名義の預貯金口座がわかるものをお持ちください。

申告をしなかったら…

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料や福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなり、申告していただきます。

事業等による所得のある全体的方に記帳等が義務付けられました

平成26年1月から、事業所得、農業所得、不動産所得等がある全体的方に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。(金額が少額の方、所得税の申告の必要のない方も含まれます。)

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(火)まで

平成26年分において「税事業者」となるのは、次

の方々です。

- ・平成24年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業者
- ・平成24年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成25年12月末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者
- ・前記に該当しない場合で、平成25年1月1日から6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額と課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ

東金税務署
☎0475(52)3121
税務課課税班
☎(84)1212

東金青色申告会横芝支部・光支部からのお知らせ

東金青色申告会では、記帳・決算・申告まで丁寧に指導、支援を行っています。減価償却の計算でお困りの方も、ぜひご相談ください。

●決算・確定申告相談会 ～青色申告者は、ぜひ青色会館へ～

青色申告者を対象に所得税確定申告の相談を受け付けます。

- と き ①すべての個人事業者(営業、農業、不動産等)
2月2日(月)～28日(土) ※日曜日、祝日を除く。
②決算申告書の預かり・提出
3月1日(日)～16日(月)

時 間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
と ころ 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

※東金青色申告会相談員が、3月17日(火)から31日(火)までの土・日曜日を除く毎日、東金青色会館で消費税の申告相談も受け付けますので、電話でお申込のうえ、ご利用ください。



●早期提出のための出張相談(個人青色申告者の記帳及び決算・確定申告相談)

と き・と ころ 《横芝地区》2月6日(金) 文化会館 《光地区》2月13日(金) 町民会館
時 間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

◆問い合わせ 一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284